３　指定広域支援ふ頭又は指定地域支援ふ頭の港湾管理者は、前条第一項第三号から第五号に掲げる事項又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項を変更したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

４　第一項の規定による変更の認可の申請は、別に定める様式によるものとする。

（指定の取消し等）

第五条　国土交通大臣は、指定広域支援ふ頭若しくは指定地域支援ふ頭が次の各号のいずれかに該当するとき、又は指定広域支援ふ頭若しくは指定地域支援ふ頭の港湾管理者から指定の取消しの申請があったときは、その指定を取り消すことができる。

一　指定広域支援ふ頭又は指定地域支援ふ頭の指定の日の属する年度の翌年度の末日までに、当該指定広域支援ふ頭又は当該指定地域支援ふ頭の存する港湾の所在地を管轄する都道府県の地域防災計画又は市町村の地域防災計画に海上支援ネットワークが位置付けられていないとき。

二　指定広域支援ふ頭の指定後五年以内に、当該指定広域支援ふ頭が主たる埠頭である場合には当該主たる埠頭の第二条第一項第三号に該当する岸壁又は桟橋、それ以外の場合には当該指定広域支援ふ頭の存する港湾内の全ての主たる埠頭における第二条第一項第三号又は同条第二項第三号に該当する岸壁又は桟橋において事前解析を行っていないとき。

三　指定地域支援ふ頭の指定後五年以内に、当該指定地域支援ふ頭が主たる埠頭である場合には当該主たる埠頭の第二条第二項第三号に該当する岸壁又は桟橋、それ以外の場合には当該指定地域支援ふ頭の存する港湾内の全ての主たる埠頭における第二条第一項第三号又は同条第二項第三号に該当する岸壁又は桟橋において事前解析を行っていないとき。

２　国土交通大臣は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を官報により公示しなければならない。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号ハ及び同条第三項、第六十九条、第七十六条第二項、第七十九条第二項、第七十九条の三第二項、第八十条の二第一号及び第二号並びに第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月二十九日　　国土交通大臣　金子　恭之

現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準等の一部を改正する告示

（現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準の一部改正）

第一条　現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準（昭和四十六年建設省告示第百十号）の一部を次のように改正する。

第一第一号ロ中「ＪＩＳ　Ａ五三〇八（レディーミクストコンクリート）―二〇二四」を「ＪＩＳ　Ａ五三〇八（レディーミクストコンクリート）―二〇二六」に改める。

（プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第二条　プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

第十二第一号中「次のいずれかに定める」を「次に掲げる」に改め、同号ロ⑵中「ＪＩＳ　Ｒ五二一〇（ポルトランドセメント）―二〇〇三」を「ＪＩＳ　Ｒ五二一〇（ポルトランドセメント）―二〇二六」に改める。

（建築基準法施行令の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件及びＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第三条　次に掲げる告示の規定中「標準層せん断力係数」を「標準せん断力係数」に改める。

一　建築基準法施行令の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件（昭和六十二年建設省告示第千八百九十九号）第三号イ

二　ＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成二十八年国土交通省告示第六百十一号）第十一第一項第二号（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部改正）

第四条　建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一第七号に掲げる建築材料の項(ろ)欄中「ＪＩＳ　Ａ五三〇八（レディーミクストコンクリート）―二〇二四」を「ＪＩＳ　Ａ五三〇八（レディーミクストコンクリート）―二〇二六」に改める。

別表第二第一第七号に掲げる建築材料の項(は)欄第一号を次のように改める。

一　次に掲げる方法又はこれらと同等以上に密度、凝結、安定性、圧縮強さ、水和熱及び組成を測定できる方法によること。

イ　密度、凝結、安定性及び圧縮強さの測定は、ＪＩＳ　Ｒ五二〇一（セメントの物理試験方法）―一九九七によること。

ロ　水和熱の測定は、ＪＩＳ　Ｒ五二〇三（セメントの水和熱測定方法（溶解熱方法））―一九九五によること。

ハ　組成の測定は、ＪＩＳ　Ｒ五二〇二（ポルトランドセメントの化学分析方法）―一九九九又はＪＩＳ　Ｒ五二〇四（セメントの蛍光Ｘ線分析方法）―二〇〇二によること。

別表第二第一第二十号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号中「次に掲げる方法」の下に「又はこれと同等以上に石綿飛散防止剤の塗布量を測定できる方法」を加える。